

環 保 第 8 0 1 号
令 和 2 年 6 月 2 9 日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称)大分南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定により、令和2年4月27日付けで意見を求められたことについては、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、佐伯市及び臼杵市の行政界に位置する楯ヶ城山付近から椿山へと連なる山地の尾根部に風力発電機を設置する計画である。

事業実施想定区域は、本県を代表する一級河川である大野川水系及び番匠川水系の源流域となる自然豊かな地域に設定されており、その面積も約487ヘクタールと広大で、その延長も長く、風力発電機の基数も18基と多いことから、本事業の実施に伴う影響は広範囲に及ぶこととなる。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、重要な種及び重要な群落等が確認されていることから、本事業の実施により、工事中及び供用時における動物及び植物への影響や、供用時における鳥類等の移動経路の遮断及び衝突事故が強く懸念される。

更に、事業実施想定区域の大半が保安林内に設定されている。保安林は、水源かん養や土砂流出・崩壊防備などの公益性を確保するために森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性等を考慮すると、当該区域に設定しないようにする配慮や、設定する場合であっても、十分な根拠を示す必要がある。

資源エネルギー庁の示す「事業計画策定ガイドライン」では、「再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。」とされている。

そのため、本事業計画の更なる検討にあたっては、風力発電機及び管理用道路等の

附帯設備（以下「風力発電機等」という。）の配置等を可能な限り具体的に示した方法書を作成のうえ、地域住民及び関係両市との関係を密にし、情報提供を怠らず十分な説明を行うとともに、本事業計画に対する意見等に対して、迅速かつ誠実に対応する必要がある。

なお、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電機の基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討する必要があると考える。

2 個別的事項

(1) 騒音（低周波音を含む。）、振動、風車の影

ア 工事中及び供用時における騒音（低周波音を含む。）、振動及び供用時における風車の影については、周辺の住民の多くが危惧するところであり、直接的に住民の日々の生活や心身に影響を与えるものであるため、これらの影響を適切に予測及び評価するための調査計画を方法書に記載すること。

イ 風力発電機の輸送ルート周辺には多くの住居等が存在するため、夜間の輸送による周辺住居等への騒音等の影響が懸念されることから、これらの影響についても検討すること。

(2) 水環境

ア 保安林内に事業実施想定区域を設定すべきではないが、やむを得ず保安林の解除申請等を行う場合にあっては、関係両市と十分に協議のうえ、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるとともに、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずる必要がある。

イ 事業実施想定区域の大半は水源かん養保安林に指定されており、大野川水系及び番匠川水系の支川の源流域にあたるため、本事業の実施による尾根部の改変に伴い、表流水の流向変化による周辺の河川の流量変化や周辺において水道水源として利用されている表流水等への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の一部が土砂流出・崩壊防備保安林に指定されていることから、土砂災害等の発生が懸念される。

そのため、工事中及び供用時における水環境へ与える影響について、慎重に評価すること。

(3) 動物、植物、生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」及び「レッドデータブックおおいた(2011)」の掲載種並びに「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物が多く生息、生育しているため、事業実施

による土地の改変等に伴い、これらの動植物の生息、生育環境の消失等の影響が強く懸念される。

特に、オンツツジ-アカマツ群集及びシイ・カシ二次林は植生自然度も高く、オンツツジ-アカマツ群集については地域において希少なものとなっている可能性がある。事業実施想定区域はこれらを横断する形で設定されていることから、直接改変による動植物の生息・生育地の消失及び分断による影響が懸念される。

そのため、これらの地域特性に十分留意のうえ、本事業の実施による動植物への影響を適切に調査、予測及び評価するための調査計画を方法書に記載すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類の生息が確認されているだけでなく、渡りのルートとなっている可能性が高い地域である。

また、国指定天然記念物である「小半鍾乳洞」をはじめ、コウモリ類の生息に適した鍾乳洞等が多い地域であるため、本事業の実施により、これらの衝突事故及び移動経路への直接的な影響だけでなく、間接的に生ずる生態系への影響が強く懸念される。

そのため、必要に応じて専門家等の助言を求めることにより、鳥類等の生息状況等を的確に把握する調査方法を検討すること。

ウ 本事業の実施により、管理用道路等の新設によるシカ及びイノシシ等の移動の広域化や採餌場所の減少等による食害の発生が懸念されることから、これらの影響についても検討すること。

(4) 景観

事業実施想定区域は、本匠地域や野津地域等の周辺集落の背景を構成する稜線を含んでいるため、古くから馴染み深い身近な眺望景観への重大な影響が予測されるが、景観資源として検討対象に加えられておらず、これらの景観を眺める場所を主要な眺望点に選定していない。

そのため、眺望点の設定にあたっては、現地調査により、眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握するとともに、集落や主要な観光施設に留まらず、事業実施想定区域周辺の地域の文化や慣習の調査を行ったうえで設定を行うこと。

また、関係両市の景観計画等との整合を図るため、事前に関係両市と協議のうえ、周囲の景観と不調和にならないよう配慮すること。

(5) 文化財

ア 事業実施想定区域内には楯ヶ城跡、冠岳城跡及び星降城跡が存在しているが、これらは天正14年の豊薩合戦時に使用されたと思われる山城遺構で、歴史上貴重な遺跡であり、山頂部を中心に、地下遺構や埋蔵物が存在する可能性がある。

そのため、風力発電機等の配置等の検討にあたっては、該当する両市教育委員会

と事前に協議し、遺跡に影響のない場所を選定すること。

また、調査等において新たに遺跡等文化財が発見された場合は、現状を変更することなく、直ちに関係教育委員会に報告するとともに、今後の調査等について可能な限り協力すること。

イ 佐伯市指定天然記念物である「ホウライクジャク」自生地は、当該地域が国内唯一の生育地であるため、事業の実施による影響が生じないように、十分に配慮すること。

(6) その他

ア 事業実施想定区域の周辺において、(仮称)四浦半島風力発電事業及び(仮称)彦岳風力発電事業の環境影響評価手続が行われているため、これらの事業との複合的・累積的影響について、他事業者と情報共有するなどにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 環境影響評価図書に記載する図面は、風力発電機等の配置等の設計や、騒音等による住居等への影響、分水界の判別、土地の改変による動植物への影響、視認範囲と住居等の状況、残土の発生量の評価など、環境影響評価を行ううえで特に重要なものである。

そのため、方法書以降の図書については、環境要素に応じた適切な図面を、適切な縮尺を用いて示すとともに、影響が予測される部分は必要に応じて拡大するなど、図示する趣旨を十分に踏まえて作成すること。

ウ 方法書以降の図書の作成にあたっては、図面等に佐伯市と臼杵市の境界を明示するとともに、必要に応じて予測及び評価の結果を市別に記載すること。

また、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。

エ 本事業の実施にあたっては、臼杵市が臼杵市土地利用指導要綱に基づく開発協定及び臼杵市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱に基づく協定の締結を求めているため、真摯に対応すること。

また、佐伯市から求めがあった場合においても、同様に対応すること。

オ 風力発電機の配置によっては、周辺集落において電波の受信障害が発生するおそれがあるため、留意すること。